

# 防災減災・県土強靱化対策特別委員会会議録

令和6年10月30日

場 所 第3委員会室



令和6年10月30日（水曜日）

午前10時開会

会議に付した案件

○概要説明

農政水産部

1. 農地及び農業用施設における取組について
2. 漁港及び漁港海岸における取組について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. その他

出席委員（11人）

委員 長	佐藤 雅洋
副委員 長	齊藤 了介
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	川添 博
委員	山内 いとく
委員	黒岩 保雄
委員	重松 幸次郎
委員	今村 光雄
委員	山内 佳菜子

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	殿所 大明
農政水産部次長 (総括)	川畑 敏彦
農政水産部次長 (技術)	柳田 敬

農村振興局長	戸高 久吉
水産局長	西府 稔也
農政企画課長	原田 大志
農村計画課長	城ヶ崎 浩一
農村整備課長	上村 一久
漁業管理課長	安田 広志
漁港漁場整備室長	那須 紘之

事務局職員出席者

政策調査課主幹	野中 啓史
政策調査課主任主事	唐崎 吉彦

○佐藤委員長 それでは、ただいまから防災減災・県土強靱化対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。黒岩委員の会派変更に伴い、委員の皆様の座席を変更しております。ただいま御着席のとおりに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

次に本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付の日程（案）を御覧ください。

4の概要説明として、執行部から農政水産部に出席を頂き、農地や農業用施設並びに漁港や漁港海岸における防災減災の取組について説明を受けることとしております。

なお、事前に配付または配信しておりました説明資料につきまして13ページに一部誤りがあったとのことで差し替え版を配付または配信しています。紙資料につきましては既に差し替えたものがお手元にありますが、タブレットで閲覧する資料につきましては名称に差し替えと記載のある資料を選択していただきますようお願いいたします。

願いいたします。

次に、執行部への質疑が終了し、退出しましたら、5、協議事項において次回の委員会で調査する内容等について御協議いただきたいと存じます。

このように執り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をいたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○佐藤委員長 農政水産部の皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

本日は農政水産部に御出席を頂きました。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の配席表に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○殿所農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

特別委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

本日は農地及び農業用施設における取組と漁港及び漁港海岸における取組についてそれぞれ災害に強い県土づくり、災害復旧、防災に関する体制づくり・人材の育成等の3つのテーマの取組について御説明いたします。

私からは以上であります。

○上村農村整備課長 農村整備課でございます。

3ページを御覧ください。

農地及び農業用施設における取組について御

説明いたします。

まず、1つ目のテーマ、災害に強い県土づくりの取組についてです。

上の四角囲みにあります現状と施策の方向性ですが、近年、激甚化する集中豪雨等による農地等の被害が多発するとともに、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなど自然災害のリスクが高まっていることから、持続的な農業生産に向け、災害に備えた防災減災対策に取り組んでいるところであります。

2つ目の囲みの重点的に展開する施策として防災重点農業用ため池の補強対策工事を計画的に進めるとともに、水位計等の管理施設の設置や現地パトロール等の管理保全体制の強化を図ることとしております。

また、排水機場や水路等の整備や農業用ダム等の洪水調節機能の強化も推進することとしております。

重点的に展開する取組の1つ目として（1）の防災重点農業用ため池の取組についてです。

ハード対策として県営ため池等整備事業で整備を行うとともに、ため池マップ作成などのソフト対策と一体となった取組も行っているところであります。

4ページを御覧ください。

重点的に展開する施策の2つ目として（2）の排水機場や水路等の取組についてです。

左上の写真は宮崎市の正蓮寺排水機場でございます。県営湛水防除事業では、流域内の市街地増加等による排水条件の悪化に対応し、排水施設を整備しております。

右上の写真は高千穂町の水ヶ崎地区でございます。県営ため池等整備事業土砂崩壊防止では中山間地域の山腹水路等の蓋がけなどを整備し

ております。

左下の写真は串間市の大島地区でございます。県営農業用河川工作物応急対策事業では河川内にある農業用水利施設の耐震補強対策等を行っております。

右下は農業用ダムにおける取組でございます。大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで下流域の氾濫被害リスクを低減する取組を行っております。

5ページを御覧ください。

(3) 田んぼダムの取組についてです。

近年、流域治水の取組の一つとして注目されております田んぼダムであります。具体的には、田んぼの落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水することで湛水被害リスクの低減を図るものであります。県では昨年度から実証圃を設置しており、本年度は3か所で実証を行っております。

なお、日南市では、多面的機能支払制度を活用し、35.7ヘクタールを対象に取組が行われております。

6ページを御覧ください。

2つ目のテーマ、災害復旧の取組についてです。

まず、(1)の国庫補助を活用した災害復旧制度でございます。

農地・農業用施設の災害復旧事業は農林水産省の補助となっておりまして、基本補助率は、農地50%、農業用施設65%となっております。

採択基準は、農地の場合、現に耕作されている土地、ため池や頭首工などの施設の場合は関係戸数2戸以上となっており、農地・施設のいずれも1か所当たり40万円以上の工事が対象となります。

下の写真は令和4年台風第14号の被災におけ

る取組事例になります。農地では、日向市の耳川が増水し、約5ヘクタールが埋没し、施設では、同じく日向市の坪谷川が増水し、頭首工の一部が崩壊したため取水に影響が生じたところですが、いずれについても日向市による復旧工事が完了しております。

7ページを御覧ください。

(2)の過去10年の被災状況になります。

過去10年の農地・農業用施設の平均被害箇所は、赤い点線で示しております952か所、平均被害額は青い点線で示しております29億7,000万円となっております。

なお、令和4年台風第14号では、県北地域を中心に甚大な被害を受け、令和4年で2,848か所、約112億円と過去10年間で突出しております。

本年度の発生災害は、9月末時点において5月の豪雨から8月の台風第10号まで6回の豪雨と地震1回による被害があり、755か所、約31億円の被害となっております。

なお、先日の10月21日からの大雨に伴う被害につきましては、現在、継続して調査中ではありますが、これまで約100件の被害が報告されているところです。

8ページを御覧ください。

(3)の令和6年8月の日向灘を震源とする地震及び令和6年台風第10号における対応についてです。

①の被害状況につきましては、令和6年8月8日に発生した地震では、日南市、小林市の5か所で被害が発生しております。

左上の写真は小林市の水田のり面崩壊の被害状況でございます。

次に、令和6年台風第10号では、24市町村で672か所、約22億円の被害が発生しております。

右側のグラフが台風第10号による地域別の被

害状況です。西白杵地域と東白杵地域で被害が集中しており、全体の約7割となっております。

②の対応としまして、年内に、第5次査定、計8班による国の査定を予定しております。

今後も市町村を支援しながら早期復旧に努めてまいります。

9ページを御覧ください。

3つ目のテーマ、防災に関する体制づくり・人材の育成等の取組についてです。

まず、(1)の体制づくりの取組につきましては、大規模災害時における迅速な支援に向け、非常時の体制を整備しているところでございます。

全国的に市町村における技術職員の不足が課題とされている中で、県内市町村におきましても、左上の円グラフで示しますとおり、市町村担当課において、災害復旧事業の経験者がいない市町村が1団体、1人から3人までが13団体と全体の半数以上となっております。

また、左下の円グラフは技術職員数になり、不在の市町村が2団体、1人から3人までが14団体とこちらも半数以上を占めております。

このため、右側の図に示しますとおり、大規模災害時には、実施主体となる被災市町村の支援は、管轄出先事務所だけでなく本庁と管轄以外の出先事務所も連携し、支援することとしております。

支援に当たっては被災直後から支援する初動支援チームとその後の国の災害査定までを支援する査定支援チームに分けて人員を確保しているところでございます。

10ページを御覧ください。

(2)の人材の育成等の取組についてです。

①の職員の技術力向上の取組でございます。

県、市町村職員が迅速な災害復旧に向け関係法令や災害査定などの実務を実践的に習得する

ため災害講習会を3回開催しており、県、市町村、コンサルタント、延べ439人が参加しております。

次に、ため池の実施訓練では、震度5強の地震を想定し、ため池防災支援システムを用いた点検対象施設の抽出など実践方式の訓練を行い、県、市町村69人が参加しております。

②のICTの取組でございます。

国においては、市町村の技術系職員の不足等に対して、災害復旧支援システムを開発・運用し、業務の効率化・迅速化を図ることとしております。

本県としましても、国による試行期間が終わり次第、積極的に導入し、市町村の支援に取り組みたいと考えております。

農村整備課は以上であります。

○那須漁港漁場整備室長 漁業管理課漁港漁場整備室でございます。

委員会資料11ページを御覧ください。

漁港及び漁港海岸における取組について説明いたします。

初めに災害に強い県土づくりの取組です。

現状と施策の方向性として大規模地震や津波、台風災害等に対応するため漁港施設等の強靱化を図ることとしており、重点的に展開する施策として拠点漁港及び漁港海岸の地震・津波対策を進めております。

なお、漁港海岸とは漁港に接する海岸のことです。漁港を保全するため一定の区域を漁港区域として指定して掘削などの行為を規制しますが、この漁港区域内の海岸になります。

それでは、ここから漁港と漁港海岸の取組状況について順に説明します。

まずは(1)漁港における取組状況です。

流通や生産、防災の11拠点漁港で震災後の漁

業の継続や早期復旧を図るため防波堤や岸壁の強化対策を実施しており、本年度までに右の地図の青色で示した川南漁港など4漁港で完成、7漁港で継続して事業を実施します。この整備により最大で震度6強が想定される日向灘沖地震や津波の発生後も岸壁の利用を継続することができます。

また、ここに記載はございませんが、北浦、川南、都井の防災拠点漁港では船による緊急物資の輸送拠点として大規模地震後も利用可能な耐震強化岸壁を平成19年度までに整備しております。

12ページを御覧ください。

①防波堤の取組事例です。

現在、漁港内への津波の浸入を防ぐため防波堤の新設やかさ上げなどを実施しており、左側の上の図のようにグレーの既設の防波堤のかさ上げを行って数十年から百数十年間隔で起こり得るL1津波を防ぎます。

また、その下の図のようにL1津波を超える津波が来た場合でも壊れてしまわずに機能を発揮し続けるための基礎部分の強化を行います。防波堤を新設する場合は最初からこれらの機能を有するものを整備いたします。

右の写真は令和4年度に完成した川南漁港の防波堤です。津波ではありませんが、防波堤完成後の令和4年台風第14号では、港の中への高波の浸入を軽減し、台風避難のため係留する船の事故減少につながりました。

下の②は岸壁の取組事例です。

地震による沈下や倒壊を防いで地震後も利用できるように背後地盤の改良などを行います。

右側の写真は令和5年度に完成した門川漁港の岸壁です。もともとの岸壁の前に強化した岸壁を整備しています。

13ページを御覧ください。

(2) 漁港海岸における取組状況について説明します。

現在、延岡市の土々呂漁港海岸において漁業の就労者や地域住民などの安全確保のため①の上段のようにL1津波を防ぐ防潮堤を整備しています。これはL1津波を超える最大クラスのL2津波に対しても浸水の時間を遅らせて避難の手助けとなります。

下の図は新設した防潮堤です。途中が通路のため空いていますが、津波が来た場合は、浮力で扉が起き上がり、津波の浸入を防ぎます。このように人による操作を必要としない自動化、無動力化についても図っております。

14ページを御覧ください。

②ソフト対策の取組事例です。

8月の地震を受け、青島海水浴場では津波避難場所が分かりにくいとの声もあったことから海岸管理者として11月に津波避難場所への誘導サインを遊歩道に設置します。

15ページを御覧ください。

(2) 災害復旧の取組です。

(1) 国庫補助を活用した災害復旧制度です。

一番上の枠、①水産関係施設災害復旧事業は補助率3分の2で岸壁や防波堤などの被災を復旧するものです。

その下の2つの枠は海岸に漂着した流木などを処理するもので、左側の枠の②は護岸や消波ブロックなどのある海岸保全区域内の流木を2分の1の補助を受けて処理するものです。

右の③は海洋環境の保全を目的とした環境省の事業で補助率は10分の7です。

これらの補助事業を中心に県単事業も組み合わせることで今回の地震災害や海岸の漂着流木に対応します。

16ページを御覧ください。

（2）漁港及び漁港海岸の被災状況を説明します。

漁港の代表的な災害として岸壁などが被災する施設災害と漂着流木による流木災害があり、下の過去5年間の災害の発生状況のグラフに、それぞれを青とオレンジで、それから赤線が被災漁港数になります。

被害額や件数は天候や自然条件に大きく影響を受けますが、本年度は、8月の地震と台風の影響を受け、9月末現在の報告額で約5億5,000万円となっております。

8月の地震と台風の被害についての概要をこの後説明いたします。

17ページを御覧ください。

（3）8月に発生した地震災害と台風災害の対応です。

①状況の右の地図は災害発生箇所、赤枠の7つの漁港で地震災害が発生し、緑色をつけた9つの漁港及び漁港海岸で流木災害が発生しました。

左側の上段の写真は地震による岸壁部の沈下や段差の状況で下段は漂着した流木の状況です。

なお、左下の門川漁港内の流木につきましては漁業者の協力を頂きながら速やかに撤去しております。

今後、国との協議を進めながら予算を確保して先ほどの補助事業を中心に復旧に取り組んでまいります。

18ページを御覧ください。

（3）防災に関する体制づくり・人材育成等の取組についてです。

（1）体制づくりの取組として宮崎県港湾漁港建設協会との大規模災害における応急対策業務に関する協定に基づく体制について説明しま

す。

宮崎県港湾漁港建設協会は港湾・漁港工事を行う県内外26社で組織する団体で、この協定によりまして大規模災害時に漁港の被災調査などの協力が頂けます。

枠内に示しますように、広域的な災害発生により対策本部や警戒本部が設置されますと、漁業管理課と港湾課は連携して協会に支援の協力要請を行い、その連絡を受けた出先機関は管内の協会企業に具体的に支援要請をして、協会は地震や台風が収まり明るくなった後に調査を開始し、県はそれらの結果から被災状況を取りまとめます。暴風中ではと離島の島野浦漁港の調査は直ちには現場に行けませんので漁協に協力いただいて速やかな全体像の把握に取り組んでおります。

19ページを御覧ください。

（2）人材育成等の取組です。

県内の漁港は全て県管理ですので職員の技術力向上が重要であり、①でこれについて説明いたします。

1つ目は、おおむね毎年、若い職員や初めて漁港業務に就く職員が水産庁主催の研修会に参加し、災害復旧はじめ様々な分野について勉強をしております。

2つ目は、先日の地震災害では、地方自治体の支援を行っている水産庁所管の一般社団法人水産土木技術センターと合同で地震被害調査を行い、復旧に関するアドバイスを頂きました。

県職員に地震災害復旧の経験者が多くない中、技術力向上に貴重な機会であり、これを生かしながら早期復旧に取り組んで参ります。

次に②住民の防災意識の向上の取組です。

県の中郡港湾事務所の職員が青島地区の津波からの避難行動について中学生のフィールドワ

ークに参加し、課題や改善策を話し合いました。出てきた意見を先ほどの避難誘導サインの設置にも生かしております。

説明は以上になりますが、今後も国や関係団体、住民などと連携してハード・ソフト対策による安全・安心な漁港エリアの整備に取り組んでいきます。

以上です。

○佐藤委員長 説明ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら委員の皆様のお言いを願います。

○黒岩委員 説明ありがとうございました。

まず、3ページの下（1）の防災重点農業用ため池のところなんです、県のほうで対策が必要だというふうに捉えていらっしゃるため池の数と、現在何か所工事をされているのかを教えてくださいと思います。以前もちょっとお尋ねしたかもしれませんが、再度、お願いしたいと思います。

○上村農村整備課長 防災重点農業ため池の数でございます。

令和2年に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法というのが施行されております。この中で防災重点農業ため池を県が指定しました。

現在の数字で言いますと農業用ため池が652か所ございます。そのうち防災重点農業用ため池が419か所となっております。これまでの整備につきましては、昨年度まで38か所の整備に着手しておるところでございます。

以上です。

○黒岩委員 ということは、419か所で工事が必要で、現在38か所ということですから10%っていないような感じなんです、この進捗とい

うか、今のスピードについては、大体こんなものなのか、やはりもう少しギアを上げていかなければいけないのか。そこあたり、いかがなんでしょうか。

○上村農村整備課長 防災重点農業ため池を指定しておりますが、その中で防災工事等推進計画というのを策定しております。これは令和12年までを目標に123か所の整備を図っていくというふうにしております。

先ほど御説明いたしましたとおり、令和5年度まで38か所ということでございますので、今後、さらなる推進が必要だというふうに考えております。整備に当たりましては国の予算も必要ですので、予算の確保と本県への重点配分というのを、毎年度、要求させていただいているところでございます。

○黒岩委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 4ページですね。最後の写真、農業用ダムを活用のところですけども、具体的には事前放流のための排水口整備となるんですかね、この6つのダムは。

○城ヶ崎農村計画課長 農村計画課でございます。

御質問にありました農業用ダムは、6か所ほど、農業用ダム、関係ダムがありまして、それについては、放流をする施設がございますので、それを利用して放流しております。改めて事前放流をするために新たな工事をしたということではございません。

○坂口委員 そうなるとこの表現はおかしいと思うんですよ。今までできていたこと、できることをやらなかったけれども、今後やるってことですよね、水位を下げるというのは。

○城ヶ崎農村計画課長 農業用ダムは基本的に

は利水ダムということなので……。

○坂口委員 それを分かっているから、その次の話をしたい。

農業の場合は稲が植えられなかったら発電所の電気代で弁償するというわけにはいかないですよ、柵ができないから。「電気代は、本当はこれだけ売電できるはずだったけれども、水を捨てさせられたおかげで発電ができませんでしたよ。だから、補償してくれ」という方法が取れるけれども。

農業用ダムというのは水利権があって、そしてやはり何があろうともその水位は確保するんだと。そのために、工業用だろうと、そういったほかの利水よりも優先する、法律で保護されているんだという背景があるんです。

だから、今までそれをやらなかったけれども今後そのリスクを減らすために放流をやるという表現は今までと変わりますよということなんですよ。今まで捨てられなかった水を捨てるという表現になるから。この表現はまずいなと思ったのか、それともそういったものを織り込んだ上で今まで捨てられなかった水を事前に捨てるという意味かなと思ったから聞いたわけです。そうすると排水口も一つ設置しないと水位を下げることはできないですよ。設計上ですよ。

○城ヶ崎農村計画課長 この取組の前までは大雨が降るときも予報が出て事前の放流はしなかったんですけれども、この取組につきましては基準雨量というのを決めていまして……。

○坂口委員 それを聞いているからそこを変えたのかと言っているんです。今まで捨てられないと、捨てないと、農業用のためにこんだけの水は確保しておくんだと言っていたけれども、これは、それ以上に今度は水位を下げますとい

う表現ですよ。そんなことができるのか。できるとしたら今までなぜできなかったのか。その違いを聞こうとしているんです。

○城ヶ崎農村計画課長 大雨の予報が出たら、例えば39時間前あるいは80……。

○坂口委員 今まで法的あるいは契約上できなかったのが今後できることになったということの意味なのか。それとも今まででもやろうとすればできていたけれどもやらなかったのか。その根拠は、ハードなのかソフトなのかと聞いているんです。

僕はそれは今まで物理的に不可能だったんだろうなど。法的にはなく物理的に不可能だったんだろうなど。だから、もっと下に放流口を設けますよと。そうすると水位は下がりますよということの意味しているのかなと思ったんです、この表現の在り方というのは。

だって、取組として農業用ダムを活用していくんだと、あらかじめ水位を下げるんだという。なぜ今まで下げなかったものを今度は下げられるようになったのかというのを聞いているんです。

○城ヶ崎農村計画課長 治水協定というのを河川管理者と利水者とダム設置者と結んでおりました、例えば大淀川であれば、令和2年、そういった取組の協定を結んだことを原点として事前放流をやっております。

○坂口委員 その根拠ですよ。今回、何かきっかけでこういうことが可能になりましたのかということと……。協定は結んでいますよ。県土整備部が管理しているダムでも農業用の水を確保してそちらに回さなきゃいけないという、そういうのは分かっているから聞いているんです。

けれども、それをやらなくて水位を下げられるようになったとあなたが書いているからそ

の根拠は何なのかという。その協定をガラポンをやって組み直したのか。今までの協定というのは法律が保護する以上のものの協定をやっていてそういった災害防除のためにもかたくなにそれを守ってきたのかということ。今度はそれを下げるとなれば農業に影響は出ないのかというのを聞きたくて今そのことを聞いているんです。

○佐藤委員長 どうですか、農村計画課長。

○坂口委員 僕の言っている意味が分からないなら分からないと言ってください。それか間違っているなら今まで協定はこうだったと、的確に答えてくればいい。しかし、法律も何も触れなくてもこれは運用を変えられたんだけれども変えなかったんだと言うのか、それとも今度は変えることにしましたと言うのか。ただ、単純なものならこういう表現はいけないよということを行っているんです。

○城ヶ崎農村計画課長 既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針というのを国のほうが決定されまして、その基本方針に基づいて事前放流をするということができるようになったので、それに基づいて治水協定を結んでいるということでございます。

○坂口委員 そこを言ってもらえればいいんです。国の基準が厳しかったけれども、それが緩和され、運用幅が広がりましたと。運用幅が広がったから水を捨てるんですとなるけれども、その次に聞きたいのがあって、そんなことをして、水を捨ててしまっただけで農業に影響が出ないのというのを聞きたいんです。

○城ヶ崎農村計画課長 事前に大雨が降るという予想が……。

○坂口委員 それは昔から気象庁が行う1週間予報とか24時間予報で、それは何も変わって

ないですよ。それが変わったとすれば、気象庁の予報精度が高まったから、信頼できるようになったから考え方を変えたんですということになる。

今まで次は雨が降るでしょうと言って降らずにダムが空になるのが怖かった。しかし、気象庁が降るでしょうと言ったら確実に降るからその水位は復元できると。背景が変わったから国もそういう基準緩和をやったし、我々もそれに従うんだと言うなら農業の心配はいらないですねとなるけれども、そこが心配だから聞いているんです。結論はそうなったときに補償制度がないと怖いですよというのが言いたいんです。

○佐藤委員長 まずは影響はないか。

○城ヶ崎農村計画課長 そういう運用をしっかりと取り組んでおりますので影響がないというふうに考えておりますが、今後、そういった影響がある場合につきましては、しっかりと国と補償も含めて協議をし、地元の農家に影響がないように取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 そののところ、何で今までできなくて今後影響がないというのが分からないが、そこを聞いているんだけれども……。それは、時間ももったいないので終わりますが、万が一のときはそれを補完するようなものが不足していますよねということ。死活問題になりますよということですね。

逆に、今度は、気象庁のおかげでこうなったではなく、気象庁の今後の降雨予測を県として信頼できると判断したという責任も出てきますよね。そのところをしっかりと認識してやらないと間違えますよということを言いたいですね。

そして、次、いいですか。

○佐藤委員長 関連がありますか。よろしいですか。

○坂口委員 そうしたら、次の5ページの湛水被害に関して、田んぼの洪水調整関連の説明があったと思うんですが、田んぼに降る雨、たまっている雨を徐々に捨てることによって下流に一遍に水が行かないように調整する洪水調整機能を水田に発揮させるんだということだったですよ。

こうなるとまたそういった取組が遅れているんじゃないかなと僕が心配するのは、圃場整備をやった田んぼは畦畔の土手の高さが30センチぐらいありますよね。そうすると、30センチ、水がたまるまでは土手を越さないという理屈になりますよね。越しちゃったらどうしようもないけれども、そこまでは田んぼが頑張りますよと。そして、それから徐々に水位を下げていきますよと。だから、一遍には下流域に水が集中することはありませんよと。

だから、その貢献を田んぼにやらせませすということでしょうけれども、そうすると先ほどのダムの水と一緒に。稲を育てるには、水田で絶対必要な水位というのがあるんだと。それは5センチ要るんだと。捨てられると言うからには30センチ丸々は要らないと思うので、何ぼかは捨てても生育に何ら影響ないという水位を確保して、あとは捨てられるということだと思っただけですね。

田んぼに水を張るとするのは、稲の水分補給もあるけれども、問題は寒暖差ですよ。蒸発することによって昼間も温度を下げる。夜はまた水が冷え込むことによってもっと下がっていく。そのためにも一つは水が必要ですよ。水を張っていたほうが、土地がむき出しになっているよりもその幅は大きくなるんですよ。そこを明確にしないと駄目だと思うんです。

この水田には最低で農家のためには何センチ

の水が要るんだと。だから、これは農家の責任でもって農家が自分のために確保する水なんだと。それから上は皆さんのために貯留していた水ですよという理屈になりますよ。

それが仮に全国で100万町歩、水田があったとしたとき、全国で水が降ってそれが同時についてことはあり得ないけれども、理屈上そう考えたときに、田んぼにとっては10センチの水が必要だと。20センチは余分だから調整機能として農家が田んぼに貯留してくれているんだと。そうしたら、20センチ、100万町歩を捨てたときは全国で20億トンの水ですよ。

余分な水を農家がちゃんと頑張ってる水田で守ってくれている。それを徐々に減らしましょうとなったとき、このためのいろんな経費、畦畔を今まで造っていた工事費からその水を管理する経費、そういったものは誰が持つべきですか。国民ですか。農家ですか。こういうことを農家に求めているのに、それもこのような考えはセットになっていないでしょう。

それは駄目ですよ。それだったら、僕なんかみたいな根性が悪いのが開き直って「うちの田んぼは5センチの水があればいい。だから、常に5センチの畦畔しか造らない」となったときはその機能は働かないんですよ。

そのあたりの理屈を説明して行って、国がこういう農家に対して感謝の気持ちを表しますというものが無いとおかしいと思うんです。これも説明のしようはないだろうけれども、せめて僕が言っている意味というのは分かっていたきたいですね。これをどう思われるかだけ聞いておきます。

○上村農村整備課長 委員御指摘のとおりだと思っております。田んぼダムにつきましては、2002年に新潟県のほうで取組が行われてい

たのが最初と聞いております。

経緯を申し上げますと、洪水が発生した下流域の集落の方が上流域の集落の方に申入れをして協力をしてほしいといった合意が整った後、こういった取組がスタートしたというふうに聞いております。

県としましては田んぼダムの貯水機能というのは多面的効果の一つであるというふうには考えておりますが、先ほどから委員御指摘のとおりです。農家が負担すべきなのかどうか。

例えば、上流域で農家が取り組んだ効果は下流域の農家だけではなく周辺住民の方、地域住民の方への効果が大きいものというふうに考えております。その農家の取組は、例えば水管理ですとか畦畔の補強ですとか、ひいては作物への影響というのが考えられると思います。

そのため、県のほうでは昨年度から現地のほうで水位、収量、品質の観測に取り組んでおまして、この結果がまとまり、その内容を精査した上で、効果もですが、地域のほうに、こういった農家の負担もありますよという説明をしながら推進をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

**○坂口委員** そこが肝心だと思うんですね。そうなったときに圃場整備なり農家の受益者負担の伴う事業で、国庫補助3分の1とかあるけれども、とんでもない話で、田んぼダムの部分は国庫負担10分の10ですよ。公益のための余計な工事というのは。

だから、制度的に研究していかないとこれはちょっと無理がありますよということを言いたいですね。そのための世論形成。あと、感謝しながらやはり納税者は納税して「農家さん、どうか、あんた、必要以上に土手を上げてくれんか」とかそういうことが必要。

今後、やはりお互いのウインウインの関係を成立させないと。農業は全部補助事業だよねというような、そんな声があっていて、これはとんでもない解釈違いというか、言いがかり的な解釈だなという気がするんです。そこもやはりセットでないと駄目ですよということを言いたかったんです。

まだ続けていいですかね。

**○佐藤委員長** どうぞ。

**○坂口委員** その次が災害で、今、特に技術者がいない市町村もあるし、そういった職員の技術力アップとか講習会とかそういったのにうまく努めていっているんだという説明もあったと思うんですが、これ、県においても、県土や農業、林務も含めて、この人は本当に災害のエキスパートだというような職員というのは昔みたいにいないと思うんです。これは宿命的にしようがないと思うんですね。

ポールを持って行って災害の現場に行っているんなことを解析・分析しながら、そしてこれに対応するためにはどういった国の事業があるかと。これはこの事業に乗っかりそうだと。そうなるともうちょっといい補助率があるとか、これは災害復旧をやってもまた再度災害でやられるぞとか、これは関連事業だとかいうことを即座に判断して査定に間に合うような対応ができる職員というのは、専門学校を出てきて土木職で入ったからできるという簡単なことじゃないと思うんです。

この現場の見えない部分と将来の見えない部分をセットにしていって、そして、技術者でありながら、法律、事務、いろんな補助事業について、これは対象になるならないと。この場合はこういう有利な事業があるぞとか。それは財政面も含めて、これはあの債権が組めるとか組

めないとか。

そういったものを育てていくということで、これは市町村ごとではなくて、まず県がそこを確保してあげないといけないし、そういう人が育つような環境をつくらないといくら優秀な人が入ってきてても……。

これはそんな何十年に一度の災害に遭って初めて分かること。もたもたして査定に1回遅れる、2回遅れるとしたときに最初から今度は明許繰越しになってしまう。いよいよ事故繰越しか待っていないぞとか、災害は繰越しはできないぞとか。そんなことが出てきていると思うから、ここはもうちょっと広く深く見てほしい。

これは、県の職員の人たちの技術とかそういうのを批判してるんでも何でもないんです。そういう宿命の中でも、今、技術者はその中で物を覚えていかないかんといい、そういった背景があるということを含めて、これから温暖化に伴ういろんな災害を想定しておくべきだと思うんですね。

そのときには即座に対応できるような、物が分かる職員を何とか育成していかないといいと思う。部長は、全体の問題として、何かそこから辺に疑問を持たれていませんか。

**○殿所農政水産部長** 今、委員がお話しになりました点については、昨年度、環境森林部にもおまして、やはり同じような感覚は持っております。農政水産部の中でも、農業、土木に限らず、まず技術職員を採用するのが難しくなっていること、その中でそれぞれ専門性を発揮していくためにはどうすればいいかということは非常に大きな課題だと思っております。

特に災害に関連する土木分野というのは委員おっしゃいましたように県土、環境森林、農政

と3つにわたっておりますので、それぞれの部がというよりはしっかり三者が一体となつてこういう職員をどう育てていくのか。

ずっと同じ職場ということはなかなか難しいと思いますが、そういったものに精通する人間、あるいは幅広く農業、土木をやる人間、様々なパターンがあると思いますので、そういった意識をしっかり持ちながらやっていきたいと思っています。

農政水産部については、今の委員の御質問にぴったりはまるかどうか分かりませんが、技術職員の人材育成というものをしっかり図ろうということでそういった計画もつくっております。

その中に今のような視点もしっかり入れ込んで、なおかつ県土整備部と環境森林部と一緒になつてそういったエキスパートをしっかり育て、県の事業をしっかり回す、そして市町村の支援もしっかりできるというような体制づくりに向けては、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

**○坂口委員** 嫌なことを次々申し上げましたけれども、そのあたりが心配事ですとたまっていたもんですから。農地整備も含めて、ちょっと表現にきつい面もあったけれども、前向きに捉えていますので、ぜひよろしくをお願いします。

**○山下委員** 関連でいいですか。

**○佐藤委員長** はい。

**○山下委員** 実は、この前のじゃなくて、その前の大雨でこんなことがあったんです。

うちの地区で四十数年前に土地改良をやつて、土地改良区は解散して土地改良区はもうなくなっているんですね。ただ、個人の農地に今言われるように水が畦畔までいっぱいに入って、そこは2メートルぐらいの畦畔だったんですけども、もともとやはり擁壁しないと危ないと

いう判断で、たまたまそこだけが間知ブロックで30メートルか40メートルぐらいの畦畔があったんですが、そのブロックごと40メートルがぼったり倒れたんですよ。

そして、役場に行ったら災害でやってあげようということになったらしいんですが、受益者負担が1割あるんだということで、その1割が大変だと言って私のところに来たんです。役場の方にも言ってみたんですけども、やはり受益者負担というのは1割あるというようなことでした。

そんなことがあると、さっきの田んぼダムじゃないけれども、田んぼの畦畔は水をいっばいためるような構造では私は恐らくやっていないと思う。どこかがほげてそこから水が出始めるとそこから全てが壊れていくというような形になっていると思う。

なかなか田んぼダムというのも簡単なことじゃないんじゃないかと思いましたが、災害においては、その10%の受益者負担というのは何とかならんのだろうかと思ひまして、そのあたりはどうなんでしょうか。

**○上村農村整備課長** 先ほどの資料の6ページを御覧ください。

この中で先ほど補助率を農地が50%、農業用施設が65%と御説明させていただきました。今年、被害を受けました台風10号については、先日、通知がありまして激甚災害に指定されたということで過去5年の激甚災害の補助率かさ上げの率を見ますと、この農地の50%が約96%になります。農業用施設の65%が98%までかさ上げされると。残りが地元負担ということになります。

ここで地元負担といいますが、農家の方、あと市町村のほうの負担を含めて地元負担とい

うふうに呼んでおります。この地元負担につきましては、県内の市町村それぞれなんですけれども、残りを市町村役場が持ちますよとか、残りの何分の1は農家負担をお願いしますというようなことになっておりまして、多分、先ほど川南町のお話をされたところなんですけど、残り1割が農家負担ということになると思います。なので、激甚災害になってかさ上げがありますとその分は幾分か負担の軽減が図られるかなというふうに思っているところでございます。

**○山下委員** ならば県内の町村では地元負担の部分は市町村で全て負担しているところもあるという解釈でよろしいんですか。

**○上村農村整備課長** それぞれ市町村ごとで異なりまして、例えば北諸の都城、三股町におきましては補助残の分は市町が全部持ちますよというところもございまして、例えば宮崎市でありますと補助残の残りを2分の1、2分の1で市と地元負担をするというようなことになっております。それぞれの市町村で異なるというところがございます。

**○山下委員** 分かりました。ありがとうございました。

**○佐藤委員長** よろしいですか。

**○黒岩委員** 先ほどの9ページの市町村の支援のところなんですけど、この図でいきますと、初動支援と査定支援というのがあるんですが、実際、工事の発注後の施工管理でありますとか検査、こういったものについては支援はされないんでしょうか。

**○上村農村整備課長** まずは、初動支援、その後、査定支援ということで、そこは記載しております。発注した後の現場管理とか業者さんとの打合せの内容だったりとかということだと思いますが、そこについては市町村さんのほ

うにお願いをしております。

ただ、技術的に現場で予想していないことが生じたりですとか、災害復旧工法が変更になるですとか、そういったことがあれば技術支援に乗ります。また、必要に応じて国との協議、農政局との協議にも同行して市町村さんを支援している状況でございます。

**○黒岩委員** 私ども、先日、特別委員会で五ヶ瀬町のスキー場まで行く町道を視察させていただきまして、これは県土整備部管轄だと思うんですけれども、そのときに役場の方が非常に県の西臼杵支庁のバックアップが助かっているという話をされていました。

そういう町村になるとなかなか技術者がいなかったりとか、そういうことがありますから、そういった現状、県土整備部の話にはなりませんけれども、こういった県内の状況を見ていただいてどういった支援が必要なのかというのを再度検証していただきたいなと思います。

実際、市においても災害のレベルに合わせて職員を配置するのか、通常業務で職員の定数を定めるのかというところがありますけれども、なかなか、今、人員が割けないというところも、いっぱいいっぱい来ていますから、そういう県と市町村との役割といいますか、応援の仕方、そういったものについても、もう一回、点検をお願いしたいなと思います。要望でございます。

**○佐藤委員長** よろしいですかね。

**○今村委員** 1つだけちょっと教えていただきたいんですけれども、16ページの流木被害に関してです。近年、大量の流木が増えてきているということで、その考えられる原因、あとそれに対して、流木を減らすための対策という部分について、何か検討はされているんでしょうか。

**○那須漁港漁場整備室長** 言われるように、近

年、また流木の被害が多く発生しておりますけれども、基本的には山のほうから斜面崩壊等で流れてくる流木によるものが大きいんだろうというふうに思っております。それは我々のほうで除去をしておりますけれども、まだそれを減らすような対策については具体的には取り組んでおりません。ただし、こういった状況が発生しているよというようなところで、林務のほうに情報提供をしながらやっているところでございます。よろしく申し上げます。

**○今村委員** 分かりました。

**○川添委員** 15ページの漂着流木に関する国の事業ですけれども、②と③、補助率も違うんですけれども、採択基準についてもうちちょっと詳しく教えてください。例えば、補助率が10分の7の事業でできるだけ使えるといいんじゃないかなと。補助率が高いので。補助率が10分の5と10分の7の事業の違いを教えてください。

**○那須漁港漁場整備室長** 委員が言われますように、近年、流木災も多いもんですから国の事業を使ってやっていきたいというふうに思っているところです。

②の災害関連事業のほうですけれども、ここに採択基準を書いておりますけれども、海岸保全区域内に漂着したものというところで、海岸に護岸であるとか消波ブロックであるとか、そういったものが造ってあるところがございます。まずはそういうところに漂着したものという採択基準がありまして、なおかつ県内全体の海岸保全区域内に合計で1,000立米たまった場合というので、この事業をえることとなります。

それで、③ですけれども、これは環境省の事業になるんですが、そういった要件等はございません。そのほかのところにも使えるようになりますけれども、これは国としてあまり事業規

模が大きくないというようなところはございます。

○川添委員 分かりました。

近年、森林の伐採が増えてきて環境森林部が伐採後の枝とかそんな残骸を片づけるようにと、重ねて指導をしながら、また事後のパトロールも行っているということなんですけれども、漂着量の近年の推計というか、計量というか、そういったものはどちらの部がやっているんでしょうか。

○那須漁港漁場整備室長 海岸の管理者は、我々もですし、港湾課とかもありますけれども、処分をした量については、それぞれの海岸管理者のほうで量を測っております。

○川添委員 例えば昨年度の漂着流木の量というのは、一応、公表されているんですか。

○那須漁港漁場整備室長 集計はしておるところですけれども、公表という形ではお知らせしてございません。

○川添委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○坂口委員 関連して。問題は集めたごみの処分ですよね。具体的にはどんな流れになるんですか。1か所に、海岸に集めて、その後、集めた物をなくしてしまうまで。

○那須漁港漁場整備室長 集積後の流木の処分ですけれども、まず優先的に考えるのは、有価物としての再利用です。それを考えまして公募という形で、必要なところがあればお使いくださいというようなことをしております。

ただし、全部が全部それを持っていつているわけではなくて、そうなりますと次は市町村の焼却場をお願いをして処分するというふうになります。しかし、大量ですと受け入れられないこともございまして、そういった場合は民間の

ほうに持っていつて処分すると。そういった流れで処分をしております。

○坂口委員 そこがすごく心配なんですよね。海岸で燃やすわけにもいかんし、今度は処分場に持っていくと言われるけれども、一旦海に出て砂浜に打ち上がっているということで、材木には砂はついていて塩分も含んでいる。砂を燃やしていたら、焼却施設なんかが寿命がうんと短くなる。だから、致し方なく燃やしているのか、燃やしたくはないけれども燃やしているのかということで。これは決して誰も得する処分の仕方じゃないと思うんですね。

それを考えるんですけれども。例えば、バイオマスの発電所なんかがありますよね。先ほど川添委員も言ったように、そこに放置された残骸というんでしょうか、それを何らかで公的に回収するなり、あるいはそこまで持ち運ばせて集積するストックヤードを持っておいて、山下委員のところの採算が合えば、そこに取りに行つて即燃やしても何ら影響のない状態で燃やして電気に変えてもらうとか。もちろん無料でじゃないと合わんでしょうけれども、そうしたほうがいいんじゃないかなと思う。

町が管理している焼却施設じゃなくて民間の会社の焼却施設だったら燃やさないと思うんです。「うちはこの施設は50年使いたい。そんな塩分を含んだのを毎年燃やしていたら30年も持ちませんよ」とか、「砂をかんでどうしようもない。破碎機の刃までやられますよ」とか。

集めるところまではボランティアで集めても問題はその後だと思うんですね。それを何年も放っておいて、「好きな人が持っていつてください、なくなるまで」と言ったら、次の波でまた流されますよ。そこもやはり出口をしっかりとやる必要があるかなと。僕ばかりしゃべって

るけれども、今、川添委員の話を聞いてちょっと気になっていたものですから。

**○那須漁港漁場整備室長** 処分なんですけれども、まず海岸に流れてきまして、それを集めるとやはり言われましたように、塩分であるとか砂とかの話がございますので、一般的に3か月ほど雨に打たせて塩分を抜いてから使いますよというようなことが多くて、特に市町村の処理場はそういった条件がつくことがございます。

それから、チップ等にして燃料にするという有効利用の件ですけれども、こちらも随分協力は頂いているところです。ストックヤードの関係とかで全ては持って行けない場合もございすけれども、我々としてはなるべく広く周知してそうやって使いたいなというふうに思っています。

あと、ストックしとく場所の話ですけれども、長期的にストックするような箇所は確保はしておりませんが、1年とかですと次の海水浴シーズンまでにというところで、ちょっと高台の町の土地とかがあれば置かせてもらうというようなことはしております。

**○坂口委員** 現在ではそれが精いっぱいのところかなと思うけれども、さっき、3か月なり雨に打たせるとありましたが、1か月でも次の台風がかっさらっていかないと限らないし、特に塩分はずっと打たせれば、場合によっては表面の材料からは塩分が抜けるでしょうけれども、中の部分はそうはいかないというのと、砂は常に吹き上げていますから、むしろ砂は余計たまってしまう。

そこを整理されたほうがうんと経費的にも楽になる。海水浴と言うけれども、お客さんが海水浴だけに来るんならいいが、そこが観光地だったら景観上非常に悪いですよね。だから、集め

るところまで来ているんだから、処分について理想的に早くという方法を考えられたほうがいいかなと。

これなんかも特別交付金か何かで補助制度でも作ってもらうとか、あるいは特別交付金で後からもらえとか、そんなのまで制度的に確立していかないと、なかなか思うようにいかないんじゃないかなという気がするものですから。これはお願いにしておきます。

**○佐藤委員長** よろしいですかね。

**○丸山委員** 7ページの災害の状況なんですけれども、特に令和4年度は多かったんですが、これの災害復旧はしっかりできたのか、不調、不落が結構農政の場合はあってなかなか発注も厳しかったと想定するんですが、どのような状況だったのか、そして、今後、多く発生した場合、どうやって対応していけばいいのかというのを教えてください。

**○上村農村整備課長** まず、災害復旧の進捗状況ということで申し上げますと、令和4年災については8割の着手になっており、約6割が完了しております。令和5年災で申し上げますと約7割の着手で約5割の完了ということになっているところでございます。

不調、不落の状況につきましては、大変申し訳ありません。市町村の発注状況については把握ができておりませんが、農林振興局の発注状況で入札不調、不落を申し上げます。農政水産部の中で言いますと、6年度で言いますが、9月末で約16%の不調の発生率となっております。受注業者さんは県も市町村も同じ体制だろうと思いますので、同じような数字にはなるのかなと推測はしておりますが、細かな数字は、申し訳ありません。把握しておりません。

**○丸山委員** 8割が発注していて、6割完成、

2割はまだ全然発注する見込みも立っていないということで、それは、令和6年度も災害が増えたりとかいろいろな影響があって発注ができなかったというふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

**○上村農村整備課長** 建設業協会におきましても技術者不足というのがございまして、なかなか現場に張りつける技術者がいないということで、手持ち工事があるとかいうようなお話もあり、不調になっているかというふうに聞いております。

市町村の耕地災害復旧事業につきましては発注ロットを細かくではなくて大きく複数工区を集めて発注するとかいうようなことで対応をしているとお話を聞いているところでございます。

**○丸山委員** 農業用施設、農地で、復旧できなくなると恐らく耕作放棄地になってしまったりとか、それにつながる可能性もあるような気がするものですから。それはどういう状況だというふうに理解すればよろしいでしょうか。

**○上村農村整備課長** まずは営農の再開に向けた早期の対応が必要になるというふうに考えておきまして、発注しても入札不調とかで現場が動かないというようなものについては、とりあえず、当面、自力復旧で仮設的に水を確保していただくとか応急仮工事や応急本工事ということで暫定的に水の確保であったり、農道であれば通路の確保をしていくというような対応になるかと考えております。

**○丸山委員** できるだけ早期復旧をお願いしたいと思っています。そのことによって災害に強い県土づくりにつながっていくと思っております。よろしくお願ひしたいと思っています。

あと、10ページの人材育成のことなんですけれども、トータルで439名が受講されたと書いて

あるんですが、县市町村、コンサル、それぞれ何名だったのか教えてください。

**○上村農村整備課長** 県職員が62名、市町村職員が187名でコンサルが190名の合計439名ということでございます。

**○丸山委員** 特に市町村、県を含めてなんですけれども、この方々というのはほとんど災害に対応した経験がなかったから研修に出ていたと理解していいのか。また、令和6年度に災害が起きたと思うが、災害に十二分に対応できるような研修だったという検証がされているのかどうか、教えてください。

**○上村農村整備課長** 市町村から参加された職員の内訳を見ますと、これまで経験されている方もいらっしゃるが未経験の方もいらっしゃいます。今回、4月、5月、7月の3回行いましたけれども、この中で繰り返し講習を行いました。実践で習得することによって早期の災害復旧、営農の再開に向けた体制が整っていくというふうに考えておりますので、本年度だけではなくて継続してこういった講習会を開催していきたいというふうに考えております。

**○丸山委員** できるだけ早く実践で学んでいただいて早期復旧できるような体制をつくってほしいと思っています。

次に、この②の国がつくった支援システムというのは正式に運用されたことで、どれくらい業務が軽減されているというふうに認識すればよろしいでしょうか。

**○上村農村整備課長** 国による支援システムにつきましては、現在開発中ということで試行段階になっております。ここが本格運用という時期に来れば、県としても積極的に導入を図って事務負担の軽減ですとか効率化・迅速化に取り組みたいというふうに考えております。

○丸山委員 そのシステムはいつぐらいに完成する予定なんですか。

○上村農村整備課長 現在のところで申し上げますと、令和7年度以降というふうに国からは聞いておるところでございます。

○丸山委員 できるだけ早く開発してほしいということを国にしっかりとお願いして、かつ、宮崎のような中山間地域に対応できるシステムとなっているのかを含めて、ちょっと心配なものですから、ちゃんと宮崎県でもしっかり使えるようなものなのか……。どういうふうに感じていらっしゃるのか教えてください。

○上村農村整備課長 三次元データの活用ですとか、スマートフォンによる被害状況の収集とかも可能だと聞いておりますので、十分、宮崎でも使えるものというふうに考えております。また県としても全国で使えるようなシステムを構築していくように国のほうにも要望していきたいというふうに考えております。

○丸山委員 それは農政だけでなく県土整備部も含めて使えるようなものなのか。できれば、同じような形としてできるのであれば、県土のほうもかなり人員が少なくなっていると思っていますので、そういう共同開発というのは国のほうでやったほうが早く普及するような気がしますが、その辺はどういう状況だと認識すればよろしいでしょうか。

○上村農村整備課長 今日御説明しました支援システムにつきましては、農林水産省のほうで開発をされておりますので、現時点で国土交通省とかと連携が取れているかというのは確認できておりませんが、現時点では農林水産省のほうの対応というふうに聞いておるところでございます。

○丸山委員 いずれにしましても、システムが

早く開発、普及され、それがうまく使えるようになっていただくと復旧に向けた人員が少なくても済むということになっていこうと思いますので、早く開発できるように国に要望するようお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 よろしいでしょうか。それでは、これで終了したいと思います。

農政水産部の皆さんは大変お疲れさまでした。御退席いただいて結構です。

暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時19分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に協議事項1の次回委員会についてです。

現在、考えているところでは、災害発生時の交通対策の在り方、外国人や学校生徒の避難行動に関する取組について説明を受けたいと考えております。そのため、県土整備部、警察本部、商工観光労働部、教育委員会にお越しいただこうと考えているところであります。

今回の委員会の調査内容につきまして、御意見、御要望はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 なお、次回の12月6日金曜日の日程をもって一区切りとなり、残りの日程は委員長報告をまとめるための委員協議となりますので、念のためにお伝えをしておきます。それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項2のその他で、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次回の委員会は12月

令和6年10月30日（水曜日）

6日金曜日午前10時からを予定しております。

これで本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時21分閉会



署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

